**III. Sample Outreach Documents** - **News release**

**即日発行**

***[Insert your organization]* からの重要なお知らせ：郵便による不在者投票を行う場合は選挙日一週間前迄には投函を**

カリフォルニア在住の有権者で2014年11月4日に行われる総選挙への投票方法として郵便による不在者投票を考えられている方々に重要なお知らせです。投票が確実に有効となるために、選挙日一週間前迄には必ず発送してください。

近年の調査では、郵便による不在者投票の票が無効となった大きな理由は、投票用紙の到着遅延や署名漏れ、署名の不適合等と分かりました。

また別の機関である Pew Charitable Trusts の調査によると、米国内での郵便による不在者投票が無効となった割合が最も高いのはカリフォルニアで、2012年11月の選挙においては約66,000票もの投票が無効となっていました。先の6月に行われた会計監査役の予備選挙においては、わずか400票が決め手となっており、これらの調査結果は一票の重要性を明確に示しています。「現時点で対策を立てない限り、この無効となる割合の高さが今後の選挙でとても大きな影響を及ぼすだろう」と[NAME]氏は言います。

「投票が確実に有効となるためにも、有権者の方々には選挙日の一週間前には投函するようお伝えしています。所得税の納税申告時とは違い、消印は関係ありません。有効となるにはどのような方法で返信されたかに関わらず、選挙日午後8時迄に投票が事務局に届いている必要があります。」と [Insert Organization] の[First name and Last Name]氏は言う。

有権者は投票が確実に有効となるためにも郵便による不在者投票を行う場合は、これらの点に注意してください。

1. 早ければ早いほど確実だが、遅くても選挙日の一週間前迄には投函する。
   1. 選挙日午後8時迄に担当カウンティ選挙事務局に届いていることが必須。
2. 投票用紙の封筒の署名を忘れずに。
   1. 投票用紙に署名する時は、有権者登録時と同じ署名にすること。
   2. オンラインで有権者登録をした場合は、身分証明書や運転免許に記載されている署名を確認し、その署名と投票用紙の封筒の署名が一致しているか確認する。
3. 選挙日一週間前に投函出来なかった場合は、本人が直接届ける。
   1. カウンティ選挙事務局や各有権者の居住カウンティ内の投票所で選挙日の午後8時迄、投票を受け付けている。
   2. 投票用紙を紛失したり、誤った記入をしても、下記要領で投票可能。
   3. 有権者は投票用紙の差替えをカウンティ選挙事務局にて、もしくは選挙日に投票所で暫定投票用紙（provisional ballot）を、受取可能。

カリフォルニアの有権者にとって投票を郵便で行えるのはとても便利なことですが、各州で行われる州選挙では何千、何万もの投票が無効となっているのが現状です。上記注意点を守る事により、一つ一つの投票が確実に有効となり、その結果、無効となる割合を抑える事ができます。ご理解の上、ご協力頂けます様よろしくお願い致します。

###

*Insert name of your organization*

*Insert your organization’s website*